

### (3) 重点地区別の景観形成の方針・基準

#### i. 甲州街道沿道地区（景観誘導地区）景観計画

##### 1) 地区名称

甲州街道沿道地区（約 27.7ha）

##### 2) 対象区域

甲州街道（国道 20 号）の明神町交差点から高尾駅前交差点までの区間で、甲州街道の境界から 10m の範囲にかかる区域を対象とします。

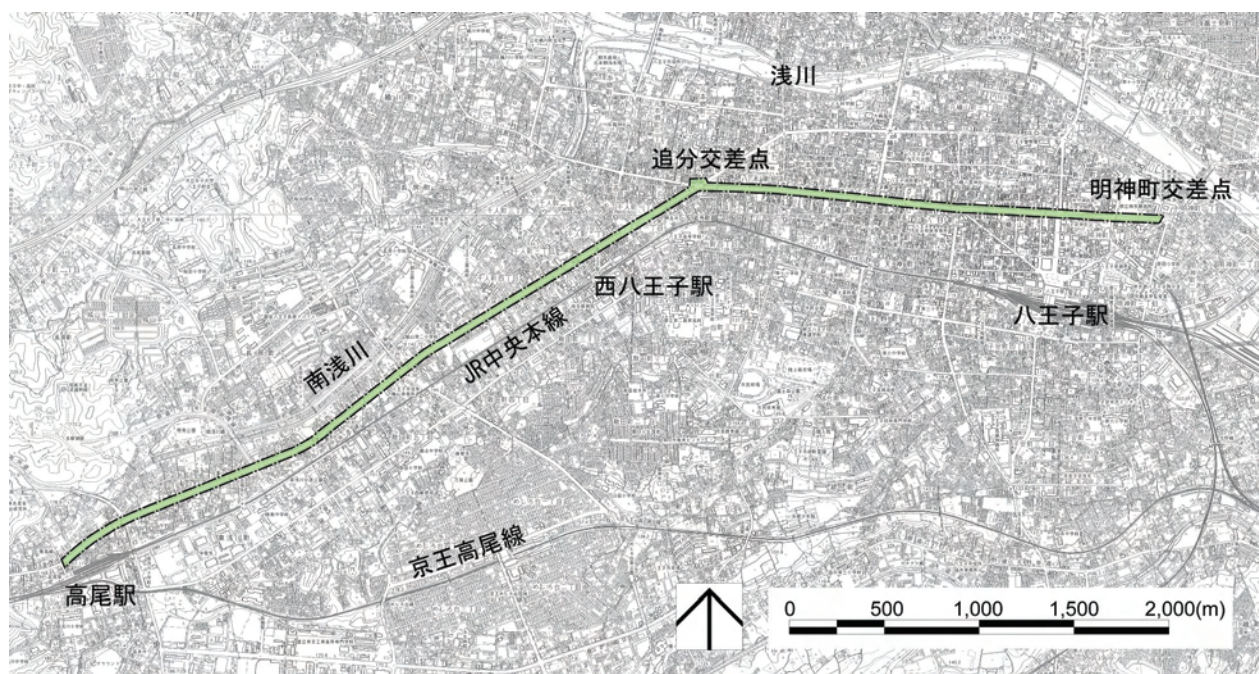


図 対象区域

### 3) 良好な景観形成に関する方針

#### ①景観形成の目標

- 商業・業務機能の集積等の都市機能の充実とともに、イチョウ並木を活かしながら賑わいと親しみが感じられる景観の形成を図る。

#### ②景観形成の基本方針

- 景観の軸として、賑わいと風格が感じられる沿道の商業空間の創出を図る。
- イチョウ並木は、地区のシンボルとして適切に保全するとともに、これらが引き立つ街路景観の形成を図る。
- 通りのスケール感を尊重し、親しみが感じられる景観の形成を図る。
- 敷地内や店先の緑化等により、ゆとりや潤いのある景観を形成する。

#### ③景観形成の方針（法第8条第3項）

##### <全域に共通する方針>

- 生き生きとしたまち並みの表情をつくる  
建築物群で構成される地区や通りごとの個性を活かし、まち並みの表情をつくる。浅川の河川沿いや橋梁、橋詰め等から、高尾・陣馬山等の山並みや丘陵地の稜線への眺めを確保する等、開放的で連続する水面の眺望を活かしたゆとりのある景観を形成する。
- アイストップとなる街角の魅力を高める  
明神町、八日町、八幡町、追分町、千人町、八王子駅入口等の主要な交差点では、地域の個性を高め回遊性をつくる。
- 親しみが感じられる環境色彩を形成する  
まち並みとしての連続性や通りや地区ごとに親しみが感じられる色彩とする。
- 景観資源を活かし、地域の個性を磨く  
地域に点在する歴史的・自然的に貴重な景観資源を活かした景観を形成する。

##### <明神町交差点～追分町交差点>

- 賑わいを創出し、中心商業拠点にふさわしい景観を形成する  
商業機能の集積を図りつつ、賑わいや回遊性の創出を図る。
- 親しみやゆとりある景観を形成する  
まち並みの連続性が感じられるよう景観の誘導を図るとともに、歩行者の安全性や快適性を向上させる。

#### <追分町交差点～中央図書館前交差点>

- 賑わいを創出し、中心商業拠点にふさわしい景観を形成する  
商業機能や住環境の調和を図りつつ、賑わいや快適さを感じられる景観を形成し、回遊性の創出を図る。
- イチョウ並木やアイストップの山並みが映える景観を形成する  
沿道の建築物は、シンボルとしてのイチョウ並木がまち並みの中で映えるよう配慮することに努めるとともに、山並みへの眺望の確保に努める。

#### <中央図書館前交差点～並木町交差点>

- 心地よさが感じられる街路景観の形成  
中低層の建築物が基調となっているまち並みの秩序を保ち、イチョウ並木を活かした、親しみやゆとりが感じられる街路景観を形成する。
- イチョウ並木やアイストップの山並みが映える景観を形成する  
沿道の建築物は、道路の向かいから見てイチョウの上に突出しないよう配慮し、イチョウ並木がまち並みの中で映えるよう努めるとともに、山並みへの眺望の確保に努める。

#### <並木町交差点～高尾駅前交差点>

- 周辺の緑との調和により心地よさが感じられる街路景観の形成  
中低層の建築物が基調となっているまち並みの秩序を保ち、イチョウ並木や周辺の緑との調和を図ることにより、心地よさが感じられる街路景観を形成する。
- イチョウ並木やアイストップの山並みが映える景観を形成する  
沿道の建築物は、道路の向かいから見てイチョウの上に突出しないよう配慮し、イチョウ並木がまち並みの中で映えるよう努めるとともに、周辺の緑や山並みへの眺望を確保する。